

鹿島市民交流プラザ使用許可（変更）申請書

申請者	住所	代表者名又は使用責任者名		
	団体名	TEL		
<p>令和 年 月 日</p> <p>鹿島市民交流プラザ条例及び同条例施行規則を承知のうえ、次のとおり申請します。また、この使用が暴力団の利益になるものでないことを確認するため、市長が必要に応じてこの申請内容を警察署等に照会することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">鹿島市長 様</p>				
使用日時	令和 年 月 日 () 曜 時 分 ~ 時 分			
使用目的			利用人員	人
施設名、使用料等（13. 以外は目的外使用の場合に有料、下段は収容人数及び面積）				
1. 大会議室 100人 (192㎡)		2. 多目的室 80人 (164㎡)		3. 中会議室 30人 (51㎡)
4. 教養娯楽室 30人 (50㎡)		5. 小会議室 20人 (32㎡)		6. 和室 20人 (30㎡・12畳)
7. 生活相談室 15人 (26㎡)		8. 健康相談室 10人 (19㎡)		9. ギャラリー (150㎡)
10. 集会室① 30人 (60㎡・28畳)		11. 集会室② 70人 (110㎡・49畳)		12. 集会室①② 100人 (170㎡・77畳)
13. キッチンスタジオ 50人 (104㎡)		9~18時: 880円/時間 18~22時: 1,100円/時間		
施設番号 ()		円 ×	時間 =	円
施設番号 ()		円 ×	時間 =	円
施設番号 ()		円 ×	時間 =	円
備考 ※ 裏面の利用上の注意を遵守すること。				合計金額
[鹿島市民交流プラザかたらい ☎ 0954-63-3030]				受付印

(裏)

鹿島市民交流プラザ利用上の注意

- 1 館内は、禁煙です。
- 2 館内は飲食可能ですが、飲酒はご遠慮ください。
- 3 利用時間内で準備・後始末を行い、ゴミは各自お持ち帰りください。
- 4 特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用する際は、あらかじめ許可が必要です。
- 5 使用後は、元の状態に戻してください。
- 6 使用者が当施設の備品を破損若しくは滅失させた場合、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可なく壁、柱等に張紙、釘打ち等をしないでください。
- 8 既納された使用料は還付しません。ただし、次の場合は還付します。
 - 使用者の責によらない理由により使用することができなくなったとき 全額還付
 - 使用者が使用日の3日前までにキャンセルしたとき 半額還付

【下記の場合は、使用をお断りする場合があります】

- (1) 使用条件に違反したと認めるとき。
- (2) 公益に害するおそれがあるとき。
- (3) 建物又は付属設備を破損、若しくは滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とするとき。
- (5) 専ら営利を目的とするとき。
- (6) 10日以上の使用となるとき。
- (7) 市民交流プラザが災害等により避難所となるとき。
- (8) 暴力団の利益になると認めるとき。
- (9) その他、市が適当でないと認めるとき。

※鹿島市民交流プラザ条例第19条により職員が立入検査を行う場合があります。

※施設を目的外に使用する場合は、鹿島市行政財産使用料条例及び市長が管理する行政財産の目的外使用に関する規則により、目的外使用料が必要となります。